

## 会津若松市公告第98号

第7次会津若松市総合計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルの参加者を次のとおり募集します。

平成27年4月9日

会津若松市長 室井 照平

### 1 業務概要

(1) 業務名 第7次会津若松市総合計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

- ①総合計画計画策定支援
- ②総合計画策定に係る各種会議、ワークショップ等の運営
- ③市が実施する懇談会、審議会等の運営支援
- ④総合計画原稿の作成支援
- ⑤その他、次期総合計画の策定に関し必要と認められる支援

(3) 委託期間

契約締結日から平成29年3月31日（金）まで

(4) 業務の目安

総事業費 18,450千円以内（消費税及び地方消費税を除く。）を予定しています。  
（平成27年度 14,814千円 平成28年度 3,636千円）

### 2 プロポーザルの概要

(1) 名称 第7次会津若松市総合計画策定支援業務委託プロポーザル

(2) 方式 応募者から提案された企画提案書等を用いてヒアリングを行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定します。

### 3 参加表明書の提出期間

平成27年4月9日（木）から平成27年4月28日（火）午後5時必着

### 4 参加資格等

プロポーザルへの応募資格要件（参加表明書提出の時点で、次のすべての要件を満たしていること。）

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 会津若松市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (3) 会津若松市からの指名停止を受けていないこと。(水道部発注を含む。)
- (4) 会津若松市発注(水道部発注を含む。)の業務の契約締結日に本市税の未納が確認された者については、当該契約締結日の翌日から起算して1月以上経過していること。
- (5) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を遵守していること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 過去5年以内(平成21年度から平成26年度までの間)に、地方公共団体の総合計画の策定支援業務を元請として完了した実績を有していること。

## 5 参加手続(資料の入手手続)

### (1) 資料の入手手続

「第7次会津若松市総合計画策定支援業務委託に係るプロポーザル募集要項」は、以下により入手してください。

#### ①資料の請求先

会津若松市企画政策部企画調整課(会津若松市役所本庁舎新館3階)

#### ②資料の請求方法

上記の①の場所において配布するほか、会津若松市ホームページにも掲載します。

#### ③配布期間

平成27年4月9日(木)から平成27年4月28日(火)まで

## 6 審査及び結果の通知

### (1) 審査

選定に係る審査は、審査委員会が審査を行い、その意見を受けて選定します。

### (2) 結果の通知

最優秀提案者及び優秀提案者を参加者全員に文書にて通知します。

## 7 業務の委託

審査の結果、最優秀提案者となった提案者に、業務を委託する予定です。

## 8 問合せ先(担当課)

会津若松市企画政策部企画調整課

〒965-8601 会津若松市東栄町3-4-6

電話番号(直通)0242-39-1285 (Fax)0242-39-1400